療養費・調剤費の請求方法について

患者から「公務(通勤)災害で申請する予定です」等の申告がありましたら、原則として保険証の使用はできませんので、医療機関・薬局の皆様には基金に対し療養費の請求を行っていただく必要があります。以下のフロー図を参考に、使用する様式をご確認ください。なお、当支部では認定審査終了前の案件につきましても療養補償請求の受付を行っておりますが、費用のお振込みは公務(通勤)災害と認定された後となり、公務外(通勤災害非該当の災害)となった案件の請求書につきましては返戻又は破棄となりますので予めご了承ください。

